

死因究明センターについて

福岡大学医学部法医学教室

久保 真一

1. 死因究明センターとは

死因究明等推進基本法による基本施策を実行するための組織である。

基本的施策【第10条～第18条】

- (1) 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成資質の向上、適切な処遇の確保等
- (2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- (3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- (4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- (5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- (6) 死因究明のための死体の科学調査の活用
- (7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- (8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- (9) 情報の適切な管理

基本施策のうち、(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実は、警察等の機関が実施する施策である。この基本的施策(4)を除く、8つの基本的施策を地方公共団体で実施、充実させていたための組織が「死因究明センター（道府県）」である。

2. 死因究明センターの組織



図1. 死因究明センター（仮称）組織図

### 3. 検案・解剖部門

基本的施策(1)、(5)を推進するために「検案・解剖部門」を組織する。

#### <検案体制の整備・充実>

- ・ 検案医の確保：地方自治体の警察取り扱い死体数をもとに、必要な検案医の数を確保する。
- ・ より精度の高い検案を行うために：検案医は、日本医師会が実施する死体検案研修（上級編）の修了者等の法医学的知見を有する医師であることが望ましい。
- ・ 検案医の処遇の確保：県の非常勤医師（検案医）とし、年間の報酬と検案1体当たりの検案料を定める等の処遇の確保が必要である。
- ・ 法医の専門知識を有する医師との連携：判断に苦慮する事例に遭遇した場合に、より専門知識を有する法医に相談できるシステム、日本医師会死体検案相談事業の利用の推進。

参考資料：①登録検案医募集（東京都医師会）、②日本医師会死体検案相談事業

#### <解剖体制の整備・充実>

- ・ 必要な解剖の実施：地方自治体における警察取り扱い死体数とその状況をもとに、必要な解剖は実施する。
- ・ 検案医による、死因究明のための解剖実施の判断：検案医の医学的な判断によって解剖による死因究明ができるような体制づくり。
- ・ 剖検率10～15%とした場合、警察が実施する法医解剖の他に、死因究明のための行政解剖は、何体となるか。これを実施する場合、大学法医学教室で実施するための執刀医や解剖補助員の確保ができるかを検証する。
- ・ ご遺体の搬送業務：警察に負担をかけないためには、民間企業、葬儀社等への委託も検討すべきである。

### 4. 検査部門

基本的施策(6)を実施するために、検査部門を設置する。より精度の高い死因究明が行えるように、必要に応じて、病理検査、薬毒物検査、死亡時画像検査、血液等生化学検査等を実施できる体制を整備しなければならない。

- ・ 大学法医学教室の機器・機材と人材の活用（薬毒物検査、死後CT検査等）
- ・ 病院検査部やCT等画像撮影部への委託
- ・ 民間企業（臨床検査会社等）への委託：血液など生化学検査
- ・ 地方自治体の研究所への協力依頼
- ・ ○○県死因究明センター協力検査機関等の名称を付与し、年間の委託料と1体当たりの撮影料を定める等の処遇の確保が必要である。

### 5. 事務管理部門

死亡診断書・死体検案書、得られた死因の情報の管理を一括して行う組織、また、死

因究明で得られた知見を社会に還元するための情報の管理、遺族への説明（基本背策(7)、(8)、(9)）を担う組織の整備は、必須である。さらには、児童相談所等との連携（附則2条）も図る必要がある。適切な、事務管理組織を構築しなければならない。

- ・ 検案医の確保（嘱託）、適切な処遇の実施（医師会との連携）
- ・ 法医の確保（大学法医学教室との連携）
- ・ 検案・解剖業務の事務管理
- ・ 死体検案書の管理・情報の管理
- ・ 解剖時の遺体の搬送等（民間企業・葬儀社等との連携）
- ・ 各種検査の実施の事務管理
- ・ 教養・広報活動への協力（医師会・大学法医学教室との連携）
- ・ センター業務の実施に必要な予算は、地方自治体の死因究明等推進協議会において検討し、国との連携を図り確保する。



図2. 福岡県死因究明センター（仮称）と部門と関係機関・組織との関係図

## 検案医に関するQ&A

**Q** 検案をやったことがありませんが、登録できますか？

**A** 可能です。  
なお、検案未経験の方は、登録の前に、裏表紙の「検案業務サポート研修」や日本医師会の「死体検案研修」等を受講いただきますようお願い致します。

**Q** 登録したら、毎日検案しなければいけませんか？

**A** 毎日検案していただく必要はありません。また、検案要請を受けてもすぐに警察署へ行けない場合は、警察署と相談の上、出勤前や診療時間の合間、診療時間後の空き時間等を使って検案していただくこともできます。

**Q** 勤務先に近いエリアでだけ検案を行うことはできますか？

**A** 検案場所は、原則、御所属の多摩地域の地区医師会が管轄するエリアのみです。

**Q** 検案中に起こった事故等に対する補償制度はありますか？

**A** 万が一、検案業務に関連する事故（交通事故や二次感染などによる死亡やケガ、入院等）が発生した場合に備え、東京都において、保険会社と補償契約を締結しております（補償金額や内容は東京都が契約する保険会社の支払条件に基づく）。

## 検案業務サポート研修

東京慈恵会医科大学、杏林大学の法医学教室所属の医師が講師となり、検案業務に関する実践的な知識、技術に関する研修を行います。

2時間程度／回

会場：東京都内の市部 参加費：無料

いま検案業務を行っていただいている方も、これから始めてみようと思った方も、ぜひ一度ご参加ください!!

問い合わせ先

### 検案医への登録について

御所属の下記地区医師会へ御連絡下さい

西多摩医師会	0428-23-2171
北多摩医師会	042-524-6720
調布市医師会	042-483-8648
武蔵野市医師会	0422-54-6156
三鷹市医師会	0422-47-2155
府中市医師会	042-364-1337
町田市医師会	042-722-9486
西東京市医師会	042-421-4328
東久留米市医師会	042-473-5661
稲城市医師会	042-377-4946
八王子市医師会	042-622-6000
日野市医師会	042-584-0667
多摩市医師会	042-372-3488
立川市医師会	042-525-2597
小金井市医師会	042-381-8533

### 研修・その他のことについて

公益社団法人東京都医師会 TEL 03-3294-8821  
FAX 03-3292-7097

多摩・島しょ地域

# 登録検案医 募集

「人が受ける最後の医療」を  
より良いものとするために

あなたも検案医になってみませんか？



公益社団法人 東京都医師会



東京都福祉保健局

# 多摩・島しょ地域で検案を行う医師を募集しています

正しい検案書が人間の最後の尊厳を守ります ～公衆衛生の向上と犯罪死の見逃し防止のために～

## 死体検案業務の内容

■死因の明らかでない急性死や事故などで亡くなられた方々の検案を行って死体検案書を作成する業務です。

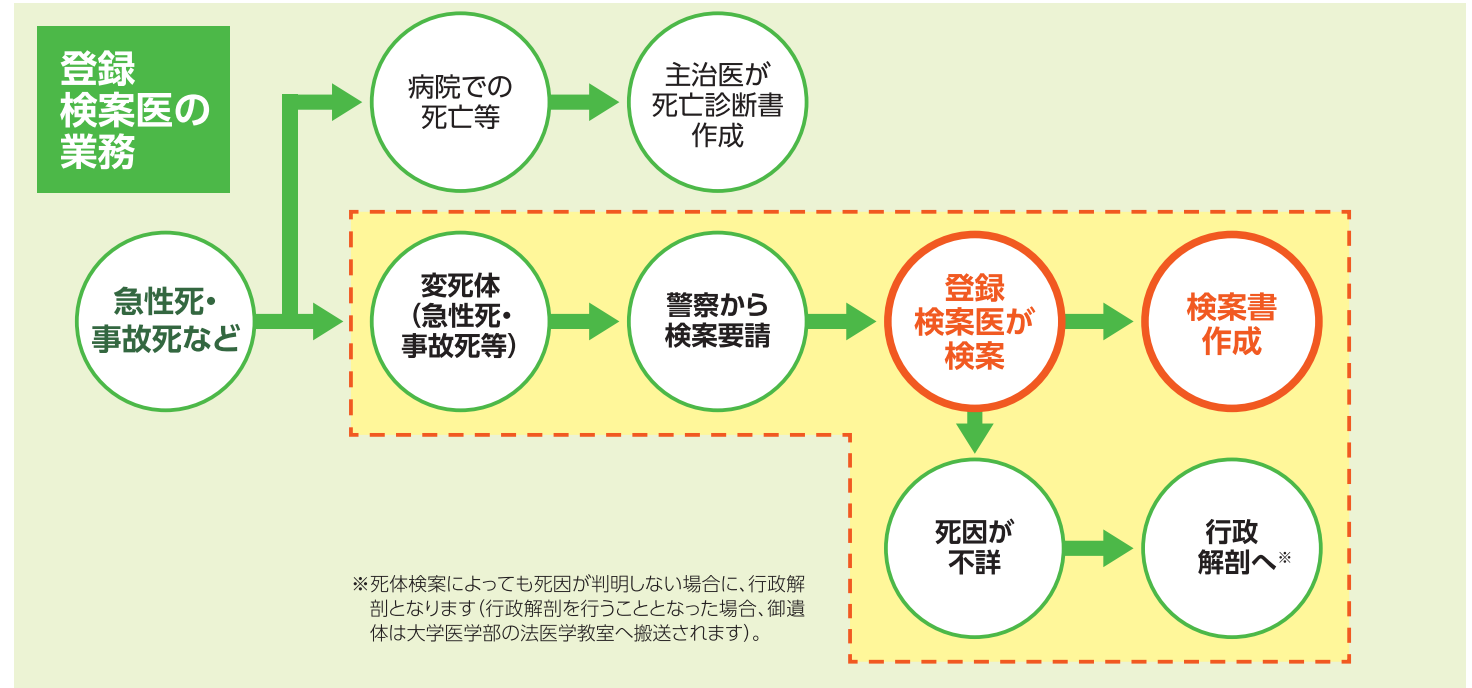
■多摩・島しょ地域でのこれらの検案業務は、検案医として登録された医師(登録検案医)が行っています。

### ■検案する場所

多摩・島しょ地域の警察署等(原則、検案医が所属する多摩地域の地区医師会のエリア内となります)。

### ■検案にかかる時間

※1件当たり検案と検案書等の書類作成で合わせておおよそ30分程度です。



## 検案を行うには

### 検案医としての登録が必要です

- 登録は、裏面の多摩地域の地区医師会にて受け付けています。
- 登録にあたっては、多摩地域の地区医師会に詳細をお尋ねください。

### 登録資格

- 医師免許を有する方であれば、年齢や経験は問いません(研修制度あり)。

### 登録後は

- 多摩地域の所属医師会エリアの警察署から検案要請があった際、警察署等へ向かい検案を行っていただきます(上記フロー図を参照)。
- 検案1件につき、右記の金額を東京都がお支払します。

## 検案後にお支払する料金

検案1件につき、

平日	34,738円
休日・土曜	43,424円
5月連休(GW)	52,111円
年末年始	69,477円

(平成28年度東京都予算であり、今後、変更となる場合があります)

その他、夜間加算、深夜加算等もあります。詳細は、裏面の問い合わせ先までお尋ねください。

# 「日本医師会死体検案相談事業」について

検案業務に従事する医師が、死因判定等について、法医学専門家の助言を求めたい時に、全国共通の電話番号に電話をすると、輪番制で担当する法医学専門家の専用携帯端末に接続され、**死体検案に関する専門的助言が受けられます。**

警察協力医・  
検案に携わる医師

死因判定等について、法医学専門家の助言を求めたい



電話による  
相談

日本医師会「死体検案相談窓口」  
法医学を専門とする医師が交替で対応

相談協力医

（法医学専門家）



【利用対象者】 検案業務に従事する  
一般臨床医、警察協力医  
（医師会員であることを問わない）

【電話番号】 シンキュメイ 0570-041901



【通話料】 10円/60秒（固定電話）、  
（目安） 10円/20秒（携帯電話）  
（利用者負担）

※相談に係る費用は発生いたしません。

【受付時間】 毎日朝8時～夜10時